

施策マネジメントシート(令和5年度目標達成度評価)

シート1

作成日 令和 6 年 7 月 17 日

施策体系

政策名(基本方針)	4	生活環境の健康	施策名	19	水環境の保全
-----------	---	---------	-----	----	--------

施策統括部	市民生活部	関係課	
施策主管課	環境衛生課		

1 施策の目的と指標

対象	地下水、河川	意図	良好な水質を保つ
----	--------	----	----------

成果指標			単位
A	市内河川のBOD(測定地点)基準達成箇所数/測定地点数×100		%
B	上水道水源地の水質基準達成箇所数/測定した水源地数×100		%

2 指標等の推移

成果指標	30年度現状値	数値区分	2年度	3年度	4年度	5年度	評価	背景として考えられること
A	%	100.0	成り行き値	100.0	100.0	100.0	×	概ね、下水道の普及により河川の水質が維持できていると考えられます。9箇所中、1箇所で基準値を超えた理由については、元々水量が無い河川であり、雨季以外の調査であったことが考えられます。
			目標値	100.0	100.0	100.0		
			実績値	100.0	100.0	100.0		
B	%	100.0	成り行き値	100.0	100.0	100.0	○	水源地の水質検査や塩素滅菌設備の保守点検、施設の清掃等を適切に実施することで、安全・安心で良質な水を供給できた。
			目標値	100.0	100.0	100.0		
			実績値	100.0	100.0	100.0		

※【評価】○;目標達成 △;目標をほぼ達成(−5%) ×;目標を未達成

事務事業数・コスト			2年度	3年度	4年度	5年度	
事務事業数			本数	5	5	5	5
事業費	財源内訳	国庫支出金	千円	0	0	0	0
		都道府県支出金	千円	0	0	0	0
		地方債	千円	0	0	0	0
		その他	千円	168	0	117	158
		繰入金	千円	0	0	0	0
		一般財源	千円	2,839	2,815	2,658	2,788
	事業費計（A）		千円	3,007	2,815	2,775	2,946
	（A）のうち指定経費		千円	2,479	2,481	0	2,345
	（A）のうち時間外、特殊勤務手当		千円	0	0	0	0
	人件費	延べ業務時間		時間	66	790	780
人件費計（B）		千円	2,390	3,088	2,968	2,732	
トータルコスト(A)+(B)			千円	5,397	5,903	5,743	5,678

※成果指標の目標値設定とその根拠

A	市内河川の測定地点のBOD基準を達成した箇所の割合は、すべての箇所で達成しています。今後も生活排水の垂れ流しや、堆肥の野積み等の禁止の徹底などにより、成り行き値、目標値ともそれを現状で維持できるものとして設定しました。
B	上水道水源地の水質基準達成箇所数の割合については、定期的に水質検査を行うことにより、成り行き値、目標値ともに、現状を維持することができるものと考え、100%と設定しました。

3 施策の特性・状況変化・住民意見等

①施策の基本方針

・節水や地下水かん養を促進します。 ・地下水の汚染を未然に防止します。
--

②協働によるまちづくりの具体策(施策における市民と行政の役割分担)

市民(事業所、地域、団体)の役割 ・市民は、新築住宅には雨水浸透枡を設置します。 ・市民、事業所等は節水や地下水かん養に取り組みます。 ・地下水採取者は、節水を心掛け、採取量を毎年報告します。 ・耕種農家と畜産農家は連携を図り、適正な堆肥処理に努めます。
行政の役割(市がやるべきこと) ・市は、節水や地下水かん養の啓発に努めます。 ・市は、河川や地下水の調査や水質検査を行います。 ・市は、硝酸性窒素の低減対策に努めます。

③施策の現状(第2期計画策定当初)と今後の状況変化

- ・給水人口の増加に伴い、地下水の取水量も増加傾向にあります。
- ・雨水タンク設置補助事業を行うとともに、新築時には雨水浸透枳設置を要請しています。
- ・水環境保全のため、地下水保全総合計画の行動計画により、地下水採取者へのかん養促進等を行っています。
- ・TSMCをはじめとする半導体関連企業の地下水採取による影響について、情報収集に努め地下水利用を巡る課題を整理していきます。
- ・地下水の水質保全に向けた硝酸性窒素対策を進めて来ましたが、一部で数値が低減しているものの、一部では悪化している地域もあり、より一層の対策を継続して進めていく必要があります。

④この施策に対して住民(対象者、納税者、関係者)、議会からどんな意見や要望が寄せられているか？

- (令和5年度(令和4年度振り返り)の施策評価における議会意見)
- ・有機フッ素化合物については出来る限りの対策を講じて、市民に安心してもらうこと。
 - ・半導体関連企業の進出で市民に水の安全性に対する不安が高まっている。近隣自治体と協力し排水水の処理状況の公表と地下水涵養に有効な施策を講じること。
 - ・硝酸性窒素の数値に関する成果指標を設定するべきでは。

(令和5年度(令和4年度振り返り)の施策評価における総合政策審議会意見)

- ・水資源の保全に向けた周知啓発を図ること。

4 施策の評価

①施策の振り返り(施策の方針、経営方針の達成度等)

※ 経営方針からの振り返り、貢献度評価の上位の事務事業を記載

(1) 令和5年度経営方針からの振り返りは以下のとおりです。

①「広報こうし、合志市ホームページ及び地下水涵養のチラシを利用して地下水採取者(個人、企業)に地下水保全の啓発を行います。」については、広報5月号及び合志市ホームページに雨水タンク設置補助を掲載し、雨水の有効利用による地下水保全や水道水の節約について周知を行いました。また、エコまつりで雨水タンク設置補助制度のPRを行いました。また、農地の地下水涵養について、県環境立県推進課及び熊本地下水財団、市農政課及び関係3団体の土地改良区と取り組みについての協議を行いました。

②「企業等による地下水への影響について県や近隣市町と連携し、情報収集に努めます。また、企業等に地下水の再利用や涵養を求めています。」については、県環境立県推進課や熊本地下水財団と連携し、熊本地域の地下水の現状調査結果や地下水保全に向けた取り組みなどの情報収集を行いました。また、県と連携し、熊本県地下水保全条例に基づく地下水の使用合理化及び涵養に関する計画を提出した企業等から当該計画に基づく実施状況の報告を受付けました。

③「県と協力して地下水の水質保全に向けた硝酸性窒素対策を進めていきます。」については、「熊本地域硝酸性窒素削減計画(平成17年度から令和6年度)」に基づき、県と協力して20年間取り組んで来ましたが、一部で環境悪化が進んでいることから、令和6年3月に熊本県が新たに「地下水中の硝酸性窒素対策に関する熊本県基本計画」(令和6年度から令和25年度)を策定し、市町が独自の個別計画を策定することとされました。なお、令和5年度は熊本地下水財団と熊本大学の共同研究事業に協力し、市の地下水中の硝酸性窒素の現状確認を行いました。

(2) 事務事業貢献度評価の結果では、令和5年度施策の成果を向上させるために貢献した事務事業はありませんでした。

②施策の課題(令和5年度の施策の振り返りから見る課題)

- ・今後も地下水涵養への取り組みに繋がる事業と節水の実践につながる地下水採取者への啓発を継続していくことが必要です。
- ・今後も熊本県や関係機関と連携しながら、熊本県地下水保全条例に基づき、新たに地下水を取水するための井戸新設や水量の増量を計画する企業に対しては、地下水の使用合理化及び涵養に関する計画を求め、実施状況の報告を確認していきます。
- ・硝酸性窒素対策として、今後も継続して農家に対し適正施肥や家畜排せつ物の適切な管理及び利活用を求めて行きますが、令和6年3月に熊本県が新たに策定した「地下水中の硝酸性窒素対策に関する熊本県基本計画」(令和6年度から令和25年度)に基づき、令和8年度までに合志市の独自計画を策定することが必要になりましたので、関係者及び関係機関と協力して計画策定に向けた研究を重ねていきます。

5 施策の令和5年度結果に対する審査結果

①政策推進本部での指摘事項(施策目標達成度評価結果報告を受けて令和6年7月23日)

- ・地下水「質」を保全するため、熊本県や近隣自治体と連携し、硝酸性窒素や有機フッ素化合物の監視に努め、軽減するための研究や事業を行うこと。
- ・地下水「量」を保全するための「かん養と節水」については、熊本県や近隣自治体と連携し、地下水位を監視すると共に、実践につながる効果的な事業と啓発に努めること。
- ・地下水を大量に使用する進出企業等に対しては、環境保全協定を締結し、水の循環再利用に積極的に取り組むよう求めること。

②総合政策審議会での指摘事項(令和6年8月2日、8月8日のまとめ)

- ・地下水確保のための取り組みを周知啓発すること。
- ・安定した水資源を確保するための関係機関との連携強化を行うこと。

③議会の行政評価における指摘事項(令和6年9月13日)

- ・水質特に地下水の涵養及び保全に努めること。
- ・排水対策、河川の除草作業を継続すること。
- ・地下水涵養のため水はりに対する補助金の創設を検討すること。

6 次年度に向けた取り組み方針

○政策推進本部 令和7年度合志市経営方針(令和6年10月1日)

- ①地下水の「量」を保全するため、県や近隣自治体と連携し、「節水」、「水の循環再利用」及び「かん養」に繋がる啓発や情報提供、及び事業に取り組みます。
- ②地下水の「質」を保全するため、県や近隣自治体と連携し、「硝酸性窒素」や「有機フッ素化合物」などの監視や対策に努めます。